

第4期南関町障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

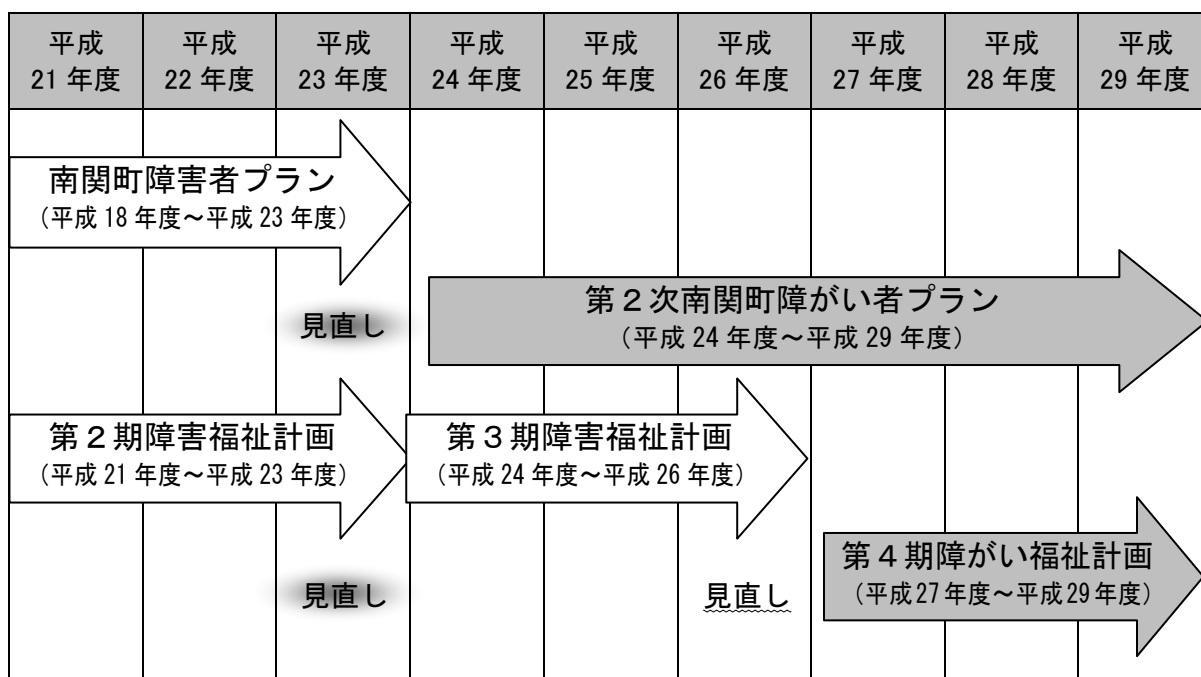
第 1 部 総 論

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨 (省略)
- 2 計画の位置づけ (省略)

3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成24年度から平成29年度までの6か年とします。
- 「市町村障害福祉計画」に該当する部分については、障害者総合支援法の規定により、平成27年度から3年間で第4期計画とします。
- その他、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



- 4 計画の策定体制 (省略)

第 3 部 方法論

第1章 障がい福祉サービス等の展開

この章では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定による「市町村障害福祉計画」に該当する部分として、国の基本指針も踏まえながら、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の提供状況や具体的な必要量の見込み及び見込量の確保、地域生活移行や就労移行に関わる平成29年度までの数値目標などを定めています。

1 第3期計画の実績と評価

（1）障がい福祉サービス

①訪問系サービス

居宅介護は、実人数、時間（／月）ともに実績値が計画値を上回っています。

重度訪問介護は、実人数、時間（／月）ともに実績値が計画値を下回っており、平成25年度と平成26年度は実績がありませんでした。

行動援護、重度障害者等包括支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	実人数	12	12	13	18	27	32
	時間（／月）	220	230	240	244	445	506
重度訪問介護	実人数	1	1	1	1	0	0
	時間（／月）	210	210	210	8	0	0
行動援護	実人数	1	1	1	0	0	0
	時間（／月）	10	10	10	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

生活介護は、実人数、人日（／月）ともに計画値と近い値となっています。

自立訓練（機能訓練）は、実績がありませんでした。

自立訓練（生活訓練）は、実人数、人日（／月）ともに実績値が計画値を下回っています。就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）は、実人数で計画値を上回り、人日（／月）では計画値に近い値となっています。

療養介護及び短期入所は、概ね計画値どおりとなっています。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	実人数	48	49	50	51	50	46
	人日（／月）	1,050	1,070	1,090	996	986	921
自立訓練 （機能訓練）	実人数	1	1	1	0	0	0
	人日（／月）	22	22	22	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	実人数	7	9	10	4	4	3
	人日（／月）	150	190	210	53	56	27
就労移行支援	実人数	3	3	3	3	5	4
	人日（／月）	60	60	60	25	58	66
就労継続支援 （A型）	実人数	9	9	9	14	12	13
	人日（／月）	180	180	180	162	175	196
就労継続支援 （B型）	実人数	8	10	12	10	13	16
	人日（／月）	140	180	210	141	194	196
療養介護	実人数				5	5	5
	人（／月）	5	5	5	5	5	5
短期入所	実人数	4	4	4	5	4	6
	人日（／月）	16	16	16	8	10	16

③居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護は、概ね計画値どおりとなっています。
施設入所支援も、概ね計画値どおりとなっています。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助 共同生活介護	人	17	19	21	17	20	19
施設入所支援	人	39	37	35	39	36	33

④相談支援

計画相談支援は、平成25年度以降、実績値が計画値を大きく上回っています。
地域移行支援は、平成24年度のみ計画値どおりでしたが、平成25年度以降は実績がありませんでした。地域定着支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	人	2	3	3	2	13	13
地域移行支援	人	1	1	1	1	0	0
地域定着支援	人	1	1	1	0	0	0

⑤障害児支援【新規】

障害児支援における各サービスの実績値は次のとおりでした。
医療型児童発達支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
児童発達支援	実人数	5	7	7
	人日(／月)	8	39	54
放課後等デイサービス	実人数	9	10	10
	人日(／月)	33	72	81
保育所等訪問支援	実人数	2	1	1
	人日(／月)	1	1	1
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日(／月)	0	0	0
障害児相談支援	人	1	4	5

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、計画値どおりとなっています。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業							
障害者相談支援 事業	実施 か所数	4	4	4	4	4	4

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成25年度に2回の利用がありました。

サービス名	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
コミュニケーション 支援事業	利用 者数	1	1	2	0	2	0

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業では、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具で実績値が計画値を上回っています。

区分	単位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練 支援用具	件数	3	3	3	2	2	1
自立生活 支援用具	件数	3	3	3	9	3	3
在宅療養等 支援用具	件数	2	2	3	1	4	2
情報・意思 疎通支援用具	件数	1	1	2	1	3	2
排せつ管理 支援用具	件数	300	325	350	275	245	268
住宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件数	2	2	3	1	0	1

④移動支援事業

移動支援事業では、実施か所数は計画値を上回っていますが、利用者数、延利用時間で計画値を下回っています。

区 分	単 位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	実施か所数	2	2	2	2	6	7
	利用者数	7	10	13	2	4	5
	延利用時間	476	650	840	65	199	222

⑤その他事業

日中一時支援事業は、ほぼ計画値どおりでした。更生訓練費給付事業は実績がありませんでした。

区 分	単 位	第3期計画値			実績値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援 事業	実施か所数	4	4	4	3	4	6
	利用者数	8	9	10	8	11	10
更生訓練費給 付事業	実施か所数	0	1	1	0	0	0
	利用者数	0	1	1	0	0	0

2 平成 29 年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 29 年度末における地域生活に移行する人の数値目標として、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者の 4%以上の削減を基本とし、これまでの実績を踏まえて、地域移行者数の目標を 3 人とします。

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	34 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	31 人	平成 29 年度末の時点の利用人員
【目標値】削減見込み (A) - (B)	3 人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	3 人	施設入所から、グループホーム等へ移行した者の数

(2) 地域生活支援拠点等の整備【新規】

地域生活支援拠点等の整備に関する目標については、町単独での整備は困難なため、有明圏域 2 市 4 町において、面的な体制（地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）を整備していく方針で、他市町や障害福祉サービス事業所等と連携し、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備を推進していきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行に関する目標について、平成 24 年度実績の 2 倍以上が一般就労へ移行することを基本とし、移行者数の目標を 2 人とします。

項目	数値	考え方
現在の一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者のうち、6割以上の方が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績や施設整備の実情を踏まえて、利用者数の目標を8人とします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	4人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	8人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

3 障がい福祉サービスの内容と見込量

(1) 障がい福祉サービス・相談支援の内容

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護などの支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

②日中活動系サービス

サービス名	内容	
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。

③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

※共同生活介護（ケアホーム）については、平成26年4月1日から共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

④その他のサービス（相談支援）

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画等を作成します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

⑤障害児支援【新規】

サービス名	内容
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
医療型児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
障害児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障害児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障害児相談支援事業者が行います。

(2) 障がい福祉サービス・相談支援 見込み量一覧

地域の実情や施設整備の状況等を勘案し、平成 27年度から平成 29年度の障がい福祉サービス等の利用見込みを以下の通り設定します。

サービス種別		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系	居宅介護	時間／月	600	610	620
		人／月	35	35	37
	重度訪問介護	時間／月	210	210	210
		人／月	1	1	1
	行動援護	時間／月	10	10	10
		人／月	1	1	1
	同行援護	時間／月	25	25	25
		人／月	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
		人／月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日／月	1,240	1,260	1,290
		人／月	54	55	56
	自立訓練(機能訓練)	人日／月	23	23	23
		人／月	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日／月	160	200	230
		人／月	7	9	10
	就労移行支援	人日／月	130	160	180
		人／月	6	7	8
	就労継続支援(A型)	人日／月	460	500	550
		人／月	20	22	24
就労継続支援(B型)	人日／月	480	530	570	
	人／月	21	23	25	
療養介護	人／月	7	7	7	
短期入所	人日／月	24	24	24	
	人／月	6	6	6	
居住系	共同生活援助	人／月	23	25	27
	施設入所支援	人／月	33	32	31
相談支援	計画相談支援	人／月	25	25	25
	地域移行支援	人／月	1	1	1
	地域定着支援	人／月	1	1	1

(3) 障害児支援 見込み量一覧【新規】

地域の実情や障害児の状況等を勘案し、平成27年度から平成29年度の障害児支援の利用見込みを以下の通り設定します。

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実人数	8	9	10
	人日(／月)	60	70	80
放課後等デイサービス	実人数	17	18	19
	人日(／月)	80	90	100
保育所等訪問支援	実人数	1	1	1
	人日(／月)	1	1	1
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日(／月)	0	0	0
障害児相談支援	人	10	10	10

4 地域生活支援事業の内容と見込量

(1) 地域生活支援事業の内容

① 必須事業

○ 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について専門的に相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

有明圏域2市4町で連携して、下記の4箇所の事業所に委託して実施するとともに、これらの相談支援事業所と福祉課との連携強化に努めます。

■ 障害者相談支援事業 実施事業所一覧（2市4町で委託）

施設名	主な対象	住所
相談支援センターいこいば	身体障がい者	玉名市中 46
コミュニティセンターりんくる	知的障がい者	玉名市岱明町野口字塚原 666
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター	知的障がい者	荒尾市増永 2299-15
有明圏域指定相談事業所ふれあい	精神障がい者	玉名市小野尻 5

※平成 26 年 12 月現在

○ 成年後見利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

○ 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核として、関係機関・団体による「地域自立支援協議会」を2市4町で共同で設置・運営しています。

○ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

○ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、下表の日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

■ 日常生活用具給付等事業の種類

種類		内容
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費助成事業	障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に対して費用の一部を助成します。	
点字図書給付事業	視覚障がい者にとって重要な情報入手の手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にすることを目的として実施します。	

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

○理解促進・研修啓発事業【新規】

○自発的活動支援事業【新規】

○成年後見制度法人後見支援事業【新規】

○手話奉仕員養成研修事業【新規】

上記4事業については、今後その必要性について検討していきます。

②任意事業

○日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

○更生訓練費給付事業

身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、身体障害者更生施設や身体障害者授産施設に入所している障がい者に対して、更生訓練費を支給する事業であり、今後も継続して実施していきます。

(2) 地域生活支援事業 見込み量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み			
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
必須事業	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	
	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	
	意思疎通支援事業	人	1	1	1	
	日常生活用具給付等事業					
	介護訓練支援用具	件	3	3	3	
	自立生活支援用具	件	3	3	3	
	在宅療養等支援用具	件	2	2	3	
	情報・意思疎通支援用具	件	2	2	3	
	排せつ管理支援用具	件	300	325	350	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	3	
	移動支援事業		箇所	7	7	7
			人	5	6	7
		時間	240	280	320	
任意事業	日中一時支援事業	箇所	6	6	6	
		人	16	17	18	
	更生訓練費給付事業	箇所	1	1	1	
		人	1	1	1	

5 サービスを円滑に実施するための方策

(1) 制度・サービスの周知

障がい者が「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスを適切に利用できるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障がい者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分審査の実施

(省 略)

(3) 地域生活移行や就労移行に向けた関係機関等との連携

「障害者総合支援法」が目指す障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、有明圏域2市4町で運営している「地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障がい者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) サービス見込み量の確保策

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。また、基幹相談支援センターの設置など、相談支援の強化を図り、利用者が必要とするサービスへとつなげられる体制づくりを進めます。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、地域での居住の場として確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

今後は障がいを持つ子どもに対する支援体制の強化を図る必要があることから、児童発達支援などのサービス量の確保に向けて、自立支援協議会内で協議を進めます。また、ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理 (省略)

2 庁内の連携体制 (省略)

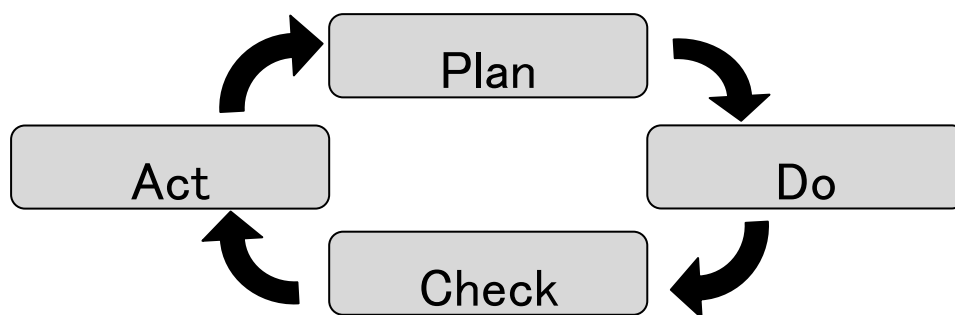
3 町民・関係団体等との協働 (省略)

4 国・県・有明圏域各市町との連携 (省略)

5 PDCAサイクルの導入【新規】

第4期障がい福祉計画に係る国の基本指針の見直しの一つに「PDCAサイクルの導入」があり、「少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価を実施し、必要な措置を講じる。」とされています。本町においては、今後も年1回は進行管理委員会を開催し、実績の確認や評価等を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする